

戸籍謄・抄本等の郵便請求書

秋田県能代市長 殿

平成 年 月 日

| | | |
|-----------------------|--|------------------|
| どなたの 証明書が 必要ですか | 必要な方の 氏 名 | 明・大 昭・平 年 月 日 |
| | 本 籍 | |
| | 筆頭者氏名 | |
| | ※最近1ヶ月以内に戸籍の届出をされた方はご記入ください。 出生・死亡・婚姻・離婚・入籍・転籍・その他()を _____市へ ____月____日届出 | |

◆必要とするものの番号を○で囲み、必要事項を記入してください。

| 必要とするもの | 通 数 | 1～7の方は どのようなものが必要ですか | |
|-------------------|------|-------------------------|-------------------------------|
| 1. 戸籍全部事項証明(謄本) | 450円 | 通 | 1. 現在の戸籍 |
| 2. 戸籍個人事項証明(抄本) | 450円 | 通 | 2. 出生から現在(死亡)までの戸籍 (各____部必要) |
| 3. 除籍全部事項証明(謄本) | 750円 | 通 | 3. ()の子がすべて記載してある戸籍 |
| 4. 除籍個人事項証明(抄本) | 750円 | 通 | 4. ()の死亡年月日がわかる戸籍 |
| 5. 改製原戸籍謄本(平成・昭和) | 750円 | 通 | 5. ()と()との婚姻・離婚の記載のある戸籍 |
| 6. 改製原戸籍抄本(平成・昭和) | 750円 | 通 | 6. ()家をさかのぼれるところまで |
| 7. 戸籍の附票 全員 | 200円 | 通 | 7. 戸籍の附票 |
| 8. 戸籍の附票 一部 | 200円 | 通 | 年 月 住所()から 年 月 住所()までのもの |
| 9. 身分証明書 | 200円 | 通 | 8. その他 |
| 10. 住民票 全員・一部 | 200円 | 通 | |
| 11. その他() | | 通 | |

| | | |
|-------------------------------|--|----------------|
| 請 求 者 | 住 所 | 〒 _____ |
| | 氏 名 | 明・大・昭・平 年 月 日生 |
| 電話番号 | ※必ず日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。 - () - | |
| 請求者との 続 柄 | 本人・夫妻・子・孫・父母・祖父母 その他() | |
| 使用目的 (具体的に お書きください) | <input type="checkbox"/> 相続手続 <input type="checkbox"/> 年金手続 <input type="checkbox"/> パスポート申請 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当申請 <input type="checkbox"/> 廃車手続 <input type="checkbox"/> 戸籍の届出 <input type="checkbox"/> その他 [_____] | |

◆手数料として、定額小為替(現金) _____円・返信用切手 _____円 同封します。

戸籍謄・抄本等の郵便請求について

戸籍に関する証明書で、能代市へ請求できる方は、本籍が能代市（旧二ツ井町の本籍も含む。）にある方です。

請求には、次の事項を準備し、同封してください。

○手数料は、郵便局の定額小為替又は現金書留をご利用ください。
定額小為替は無記名で同封してください。

○能代市の手数料は次のとおりです。

| | | |
|---------------------|----|------|
| 戸籍全部・個人事項証明書（謄本・抄本） | 1通 | 450円 |
| 除籍全部・個人事項証明書（謄本・抄本） | 1通 | 750円 |
| 改製原戸籍（謄本・抄本） | 1通 | 750円 |
| 戸籍の附票 | 1通 | 200円 |
| 身分証明書 | 1通 | 200円 |
| 住民票 | 1通 | 200円 |

○返信用封筒に82円切手を貼付、ご自宅の住所・氏名を記入
枚数により郵便料が変わる場合は、差額分着払いとなります。

○請求者の本人確認書類の写しを同封してください。
運転免許証・写真付き住基カード・健康保険証など（有効期限内のもの）

○到着までの日数は、約1週間程度かかります。

お急ぎの方は速達【280円切手を足し（82+280=362円）、速達と赤字で記入】をご利用ください。

○ご不明な点については、お問い合わせください。

○請求の宛先

〒016-8501

秋田県能代市上町1番3号

能代市役所市民保険課窓口サービス係

TEL 0185-89-2133（直通）

【ご注意】偽り、その他不正の手段により交付を受けた場合は30万円以下の過料に処せられます。（戸籍法第133条）